

中小企業向け

“使える！”

経済産業省 支援メニューガイドブック

～設備投資や海外展開等を支援する補助金・税制～

平成28年度予算・2次補正・税制

平成28年11月25日
経済産業省北海道経済産業局

INDEX

【設備投資】

1. 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金
生産性向上を実現する設備や試作品開発に必要な設備の導入費を補助します
2. 生産性向上設備投資促進税制
機械装置・建物等を導入する事業者を税制面から支援します（特別償却50%または税額控除4%）
3. 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例
新たに機械装置を取得する中小企業を税制面から支援します（固定資産税を3年間半減）

【小規模事業者向け】

4. 小規模事業者持続化補助金
販路開拓や生産性向上に取り組む小規模事業者の広報費や店舗改装費等を補助します

【海外展開】

5. コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業補助金
地域発コンテンツ等の海外展開を通じた日本の魅力発信に資するプロモーション費用等を補助します
6. 中小企業等外国出願支援事業補助金 ※第3次公募（平成28年度予算）
海外における特許、商標等の出願手続きに係る費用を補助します

1. 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金

- 中小企業・小規模事業者が取り組む、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

| 申請類型別の対象経費の違い | 事業期間 | 補助上限額 | 補助率 | 対象要件及び付加要件（補助上限額を増加） |
|--|-------------------------|---------|-----------|--|
| 1. 第四次産業革命型 機械装置費、技術導入費、 運搬費、専門家経費 | 交付決定日 ～ H29.12.29 | 3,000万円 | 2/3 以内 | 下記の要件に加え、「IoT・AI・ロボットを用いた設備投資」を行うこと。 ※付加要件なし（補助上限額増加はなし） |
| 2. 一般型 機械装置費、技術導入費、 運搬費、専門家経費 | 交付決定日 ～ H29.12.29 | 1,000万円 | 2/3 以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。 ・または「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。 ※付加要件（補助上限額を増加） <ul style="list-style-type: none"> ・雇用・賃金を増やす取組については、補助上限額を倍増 ・最低賃金引き上げの影響を受ける場合について補助上限額をさらに1.5倍 |
| 3. 小規模型 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費 | 交付決定日 ～ H29.11.30 | 500万円 | | |

ポイント

- ①幅広い業種で利用できる
→右表参照
- ②設備投資のみで利用できる
- ③全国約6千件の採択を予定
→約763億円の大型予算

採択件数の業種別内訳（H27年度補正1次公募）

| | | | |
|------------|-----|---------|-----|
| 食料品製造業 | 32% | 印刷・同関連業 | 3% |
| 金属製品製造業 | 12% | 技術サービス業 | 3% |
| 生産用機械器具製造業 | 5% | 情報サービス業 | 3% |
| 農業 | 4% | その他 | 39% |

| 項目 | |
|-------------|---|
| 補助対象者 | 中小企業・小規模事業者 |
| 公募期間 | 平成28年11月14日～平成29年1月17日（当日消印有効） |
| 応募先及び問い合わせ先 | 「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」北海道地域事務局（北海道中小企業団体中央会） TEL：011-231-1919 URL： http://www.h-chuokai.or.jp/contents/monodukuri/h28koubo.html |
| 備考 | ・予算：763.4億円（全国） ・補助予定件数：約6千件（全国） ・前年度の採択件数：7,948件（全国）、255件（道内） |
| 当局窓口 | 北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課 TEL：011-709-2311（内線2587） |

2. 生産性向上設備投資促進税制

- 機械装置等の導入で、特別償却または税額控除が受けられます。
- 非製造業を含めた幅広い事業者にご利用いただけます。

税制措置

特別償却50%（建物・構築物25%）または税額控除4%（建物・構築物2%）
 （平成28年4月1日から平成29年3月末までに取得し稼働する設備が対象）

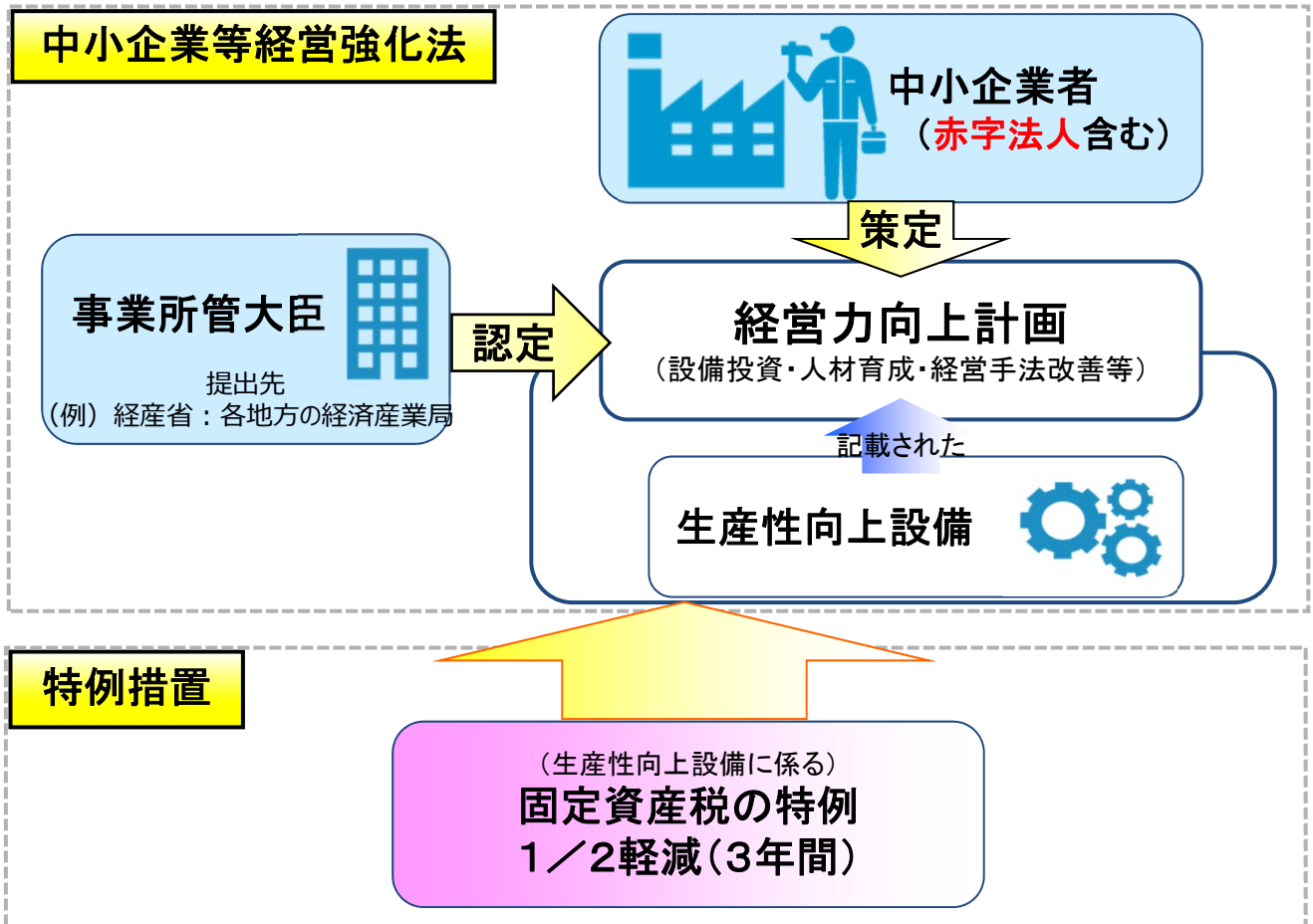
活用例

- ・ 営業利益拡大のための新規店舗出店（小売業）
- ・ 生産能力増強・生産効率向上のための生産ライン増設・機械装置の導入（製造業）
- ・ 新たな利用者増加と診療報酬増加を見込んだCT装置等の医療機器の導入（医療業）
- ・ 生産量増加のための牛舎や肥育舎の設備新設（農業）

| 項目 | 【A類型】先端設備 | 【B類型】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備 |
|------------|---|--|
| 対象者 | 青色申告をしている法人および個人事業主 | |
| 対象設備 | 機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物(B類型のみ)、ソフトウェア | |
| 要件 | ①最新モデルであること ②生産性向上（年平均1%以上） | 投資計画における投資利益率が年平均15%以上 (中小企業等は5%以上) |
| その他満たすべき要件 | 生産等設備を構成するものであること／最低取得価額要件を満たしていること／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと | |
| 必要手続き | 設備メーカーから工業会等が発行した証明書を受領し、税務申告 | 会計士・税理士から投資計画の事前確認を受けた上で経産局へ申請し、確認書を受領して税務申告 |
| 備考 | A類型は設備取得後の申請可能。B類型は設備取得1ヶ月前に申請する必要あり。 詳細については、当局webページをご覧ください。 URL： http://www.hkd.meti.go.jp/hokii/seisanseikojo/index.htm | |
| 当局窓口 | 北海道経済産業局 地域経済部 地域経済課 TEL：011-709-2311（内線2553） | |

3. 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

- 「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業者等が、計画に基づき取得する機械装置の固定資産税を3年間、1 / 2に軽減します。



| 項目 | |
|------|---|
| 支援対象 | <p>中小企業者が中小企業等経営強化法の経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置（新品） ※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く</p> <p>生産性を高める機械装置が対象 ※支援要件：①160万円以上、②旧モデル比で生産性1%以上向上(10年以内に販売開始) 生産性向上設備投資減税の支援要件である「最新モデル」は、要件から除外。</p> |
| 特例措置 | 固定資産税（税率1.4%）の課税標準を3年間1 / 2に軽減 |
| 適用期間 | 適用期間：3年間（平成28年7月から平成30年度末までの投資） |
| 当局窓口 | 北海道経済産業局 産業部 中小企業課 TEL：011-709-2311（内線2575） |
| 備考 | <p>詳細、申請書のダウンロードについては、中小企業庁webページをご覧ください。 URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html</p> <p>中小企業等経営強化法、経営力向上計画については、当局webページをご覧ください。 URL：http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20160711/index.htm</p> |

4. 小規模事業者持続化補助金

- 小規模事業者が販路開拓や生産性向上等に取り組む費用の一部を補助します。

ポイント

①身近な用途に利用できる

→店舗の改装、チラシ作成、集客力向上、商品パッケージ製作のための設備導入等

②「経営計画」の作成が条件

→自社の強み・弱み、事業の見直し等、様々な気づきが生まれる

ユーザーの声

【(有)モリヤ写真館】 (美瑛町)

新しいスタイルのフォトサービス(新事業)の販促PRのため、パンフレット等の販促物作成、見本のフォトブック作成などを実施。



店内のフォトブック見本とディスプレイ (左) 美瑛町商工会・三枝指導員 (右) 守谷光代さん

【事業者の生声】(守谷光代さん)

「それまでの広告宣伝力の弱さが、経営計画に基づき企画、販売促進することで少しずつ写真館の未来が見えてくるようです。」

【その他サービス事業者の声】

- ◆ 海外でのニーズ調査によって得た需要情報をもとに中長期的な経営計画を策定できたことに加え、この計画に基づいて補助金を活用し、新たなステップアップを目指せる状況となった。
- ◆ また、海外も見据えた展開まで経営の視点が広がった。さらには、事業拡大が見込めたため、新たに従業員1名を雇うことができた。

(事例の出典)

中小企業基盤整備機構WEBサイト

<http://www.smrj.go.jp/keiei/chiikiryou/095630.html>

日本商工会議所・全国商工会連合会

「小規模事業者の経営計画作成・実践事例集」

<http://www.jcci.or.jp/chusho/2015.jizokuka.jirei.pdf>

| 項目 | |
|--------|---|
| 補助対象者 | 小規模事業者(従業員数が20名以下(商業・サービス業は5名以下)) |
| 対象経費 | 広報費、展示会等出展費、旅費等 |
| 補助率 | 2/3以内 |
| 補助上限額 | 【一般型】50万円 ※以下の場合100万円 (1)賃上げ、(2)雇用増加、(3)買物弱者対策、(4)海外展開 【台風激甚災害対策型】(道内は南富良野町のみ)100万円 【熊本地震対策型】200万円 |
| 公募期間 | 【一般型】平成28年11月4日～平成29年1月27日 ※「台風激甚災害対策型」及び「熊本地震対策型」は1次締切・2次締切があります。詳細は以下URLご参照。 |
| 応募問合わせ | 最寄りの商工会・商工会議所 URL: http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20161104_2/index.htm |
| 備考 | ● 前回(平成27年度補正)の採択件数: 14,549件(全国)、429件(道内) ● 留意事項等: 申請に際しては、最寄りの商工会・商工会議所の確認が必要です。 |
| 当局窓口 | 北海道経済産業局 産業部 中小企業課 TEL: 011-709-2311 (内線2576) |

5. コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業補助金

- 地域発コンテンツ等の海外展開を通じた日本の魅力発信に資するプロモーション費用等の一部を補助します。

対象となる事業の代表例

1. コンテンツが主体となって海外展開を促進する事業



2. コンテンツを有効活用して海外展開を促進する事業

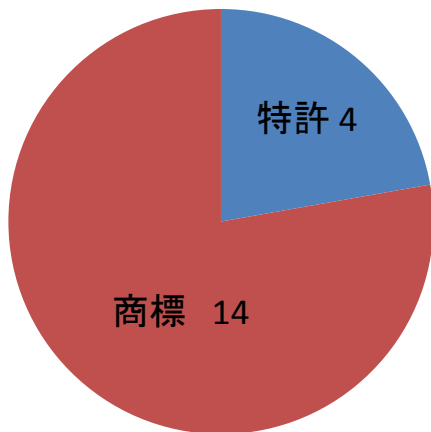


| 項目 | |
|-------|---|
| 補助対象者 | 企業、団体、地方自治体、所定の条件を満たす海外現地法人 |
| 対象経費 | 海外渡航に関する費用、出展・参加に関する費用、広報宣伝に関する費用、ローカライズ費用等 |
| 補助率 | 1 / 2 以内（地域経済活性化に特に資する事業と、審査委員会が認定する場合は補助率 2 / 3） |
| 補助上限額 | 上限なし |
| 公募期間 | 未定 |
| 応募先 | 未定 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ● 申請には、日本のコンテンツ（※）の活用が必須条件。 （※）映像：番組、映画、アニメ等 音楽：音楽配信、ライブ等 ゲーム：家庭用、モバイル等 出版：電子コミック、電子書籍等 キャラクター：マスコット、ゆるキャラ等 ● コンテンツそのものの制作費は対象外。 |
| 当局窓口 | 北海道経済産業局 地域経済部 情報・サービス政策課 TEL：011-709-2311（内線2559） |



6. 中小企業等外国出願支援事業補助金

- 中小企業等による特許、実用新案、意匠、商標等の外国出願に要する経費の一部を補助します。
- 申請時に既に国内で出願を行っており、採択後、年度内に同じ内容で外国に出願する予定のものが対象です（国内出願と予定している外国出願の申請者が同一であること）。

採択件数の内訳
(平成28年度1次、2次)



<活用事例（平成28年度1次、2次）>

| 活用事例 | |
|------|---|
| 特許 | <p>(株)トーワ建設（旭川市）</p> <p>同社では、中国で開催された展示会に出展した際に中国企業数社から契約の希望があり、今後、技術ライセンス契約を行うにあたり自社の知的財産を保護する目的で中国に特許を出願。</p>  |
| | <p>(株)ホリ（砂川市）</p> <p>同社では、世界各国からの引き合いに対応するため、今後、主要製品を輸出するにあたり自社の知的財産の保護を図る目的で、世界10ヶ国に商標を出願。</p>  |

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 補助対象者 | ・道内の中小企業又は中小企業で構成されるグループ ・事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人（地域団体商標） |
| 対象経費 | 外国特許庁への出願料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用等 |
| 補助率 | 1/2以内 |
| 補助上限額 | ①1企業に対する1事業年度内の補助金の上限額：300万円 ②1出願に対する補助金の上限額 【特許】150万円 【実用新案、意匠、商標】60万円 【冒認対策商標※】30万円 ※海外での第三者による抜け駆け出願対策を目的とした商標出願 |
| 公募期間 | 【3次公募】平成28年11月7日（月）～平成28年12月9日（金） |
| 応募先 | （公財）北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援G TEL：011-232-2403 URL： http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20161107/index.htm （当局webページ） |
| 備考 | ●平成27年度の採択件数（道内）：17事業者 |
| 当局窓口 | 北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室 TEL：011-709-2311（内線2586） |



本資料全体に関するお問合せは

北海道経済産業局 企画調査課

Tel : 0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1 (内線 2 5 2 0、2 5 2 1)

※本資料は随時更新し、最新版はこちらからダウンロードできます。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm>

※また、本資料に掲載している事業以外の公募情報も、当局HPからご覧いただけます。

<http://www.hkd.meti.go.jp/information/koubo/index.htm>

【補助金申請の留意点】

- ・補助金は、後払いです。年度末に金額を確定した後に支払われます。
- ・事業期間内に支出した経費以外は、補助対象経費として認められません。